

令和5年度

教育委員会定例会（12月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

教育委員会定例会

1 開催日時・場所

令和5年12月27日(水) 10時00分から10時40分まで

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	河田 文
委 員	尾崎 靖二

3 事務局出席者

教 育 部 長	阪本 武郎	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	花岡 純
教 育 部 副 参 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	賀藤 久道	教 育 支 援 セ ン タ ー 長 兼 学 校 教 育 課 指 導 担 当 課 長	広谷 光輝
教 育 総 務 課 長	古市 靖之	青 少 年 育 成 課 長	勝村 隆彦
教 育 総 務 課 長 代 理 兼 主 任	木邨 勇貴	ス ポ ー ツ ・ 文 化 財 振 興 課 長	神本 かおり
文 化 ・ 公 民 館 振 興 課 長 兼 公 民 館 長	安田 美有希	図 書 館 長 兼 主 任 兼 田 原 図 書 館 主 任	田中 学

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 織田 紗樹

5 付議案件

議案 第25号	四條畷市立市民活動センター施設・設備等修繕計画の改訂について
議案 第26号	四條畷市立市民総合体育館施設・設備等修繕計画の改訂について
報告 第27号	四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の 制定について

植田教育長	<p>みなさま、おはようございます。 只今から12月の教育委員会定例会を開催します。 会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
古市教育総務課長	<p>本日の教育委員会定例会は、教育長並びに教育委員全員のご出席をいただいています。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告いたします。</p>
植田教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名を行います。 本日の議事録署名者は、河田委員にお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。 議案第25号 四條畷市立市民活動センター施設・設備等修繕計画の改訂についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
神本スポーツ・文化財振興課長	<p>議案第25号 四條畷市立市民活動センター施設・設備等修繕計画の改訂について、校舎部分屋上防水を修繕項目に追加するなど所要の改訂を行うため、議決を求めるものでございます。</p> <p>改訂内容について説明いたしますので、計画書の表紙をご覧ください。まず、名称につきまして、教育委員会で策定している修繕計画の名称を統一するため、「四條畷市立市民活動センター修繕計画」を「同センター施設・設備等修繕計画」に修正しております。</p> <p>1ページをご覧ください。それぞれの表において、築年数及び経過年数を令和5年の時点に修正をしております。次に、表中、米印3として、ナンバー1の誘導灯設備、ナンバー3の屋内消火栓設備について、令和4年度中に修繕済みとして記載しております。また、ナンバー7の校舎2階多目的室屋上防水及びナンバー8の校舎3階屋上防水を新たに修繕する項目として追記しております。なお、この2点につきましては、他のページでも追記する事項となっております。</p> <p>次に、2ページをご覧ください。1ページでの追記等の準じた記載をしております。次に、3ページでは、4年度に実施した修繕項目を下段の方に追記しております。次に6ページでございます。4の修繕・更新予定工事の評価結果一覧では、令和5年度に時点修正し、4年度実施事業ナンバーを網掛け、ナンバー7及び8の項目を追記しております。7ページも同様の修正を行っております。次に、8ページでは、6の今後のスケジュールとして、年</p>

<p>(神本スポーツ・文化財振興課長)</p>	<p>度ごとに実施する修繕等をまとめております。</p> <p>最後に、9ページでは、今後の更新工事の予定金額として各事業の参考価格及び更新年度が分かるように追加項目として追記しております。</p> <p>以上が改訂内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、本件について、質問等ございましたらどうぞ。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>市民活動センターは、個別施設計画【公共施設】における市全体の公共施設再編整備の中で、今後いろいろと再編されていく中で、工事を伴って大変かと思いますが、2点ほど質問をさせていただきます。</p> <p>まず1点めは、3ページで令和4年度直近の工事・修繕について書かれていますが、その一番下にある市立市民活動センター体育館耐震改修等工事は、個別施設計画【公共施設】の中に該当するものと思いますので、この修繕計画の中には、従前から書かれていなかったのではないかと思います。そういう意味では、この工事については、当然関係する工事ですから記載は必要かと思いますが、何らかの追記がいるのではないかと思います。</p> <p>2点めは、2ページになりますが、1ページにも書かれていますように、ナンバー1の誘導灯設備とナンバー3の屋内消火栓設備については、令和4年度に工事が実施されていると書かれています。ところが2ページでは、ナンバー1の誘導灯設備については、令和4年度に修繕工事を実施したというように書かれています。ナンバー3の屋内消火栓設備については、「交換と設置を要する」とあり、令和4年度に修繕済みという記述がありませんので、その記述が必要かと思います。それと関連し、7ページの修繕工事の優先度の表中、ナンバー3の屋内消火栓設備について、令和4年度に実施済みですので、令和5年から7年度の箇所については、ナンバー1同様斜線が適当ではないかと思います。</p>
<p>神本スポーツ・文化財振興課長</p>	<p>ご指摘いただきました3点について、説明いたします。まず、2ページのナンバー3の屋内消火栓設備については、下から9行め「不足している箇所があるため、交換と設置を要する」とあり、昨年度より修正ができておりませんでしたので、「不足している箇所があるため、修繕を行った」と修正いたしたく思います。</p> <p>次に、3ページでご指摘のありました市立市民活動センター体育館耐震改修等工事につきましては、個別施設計画【公共施設】の中で今後も残していく体育館施設として修繕を行っておりますので、その旨を米印として追記いたしたく思います。</p> <p>また、7ページのナンバー3の屋内消火栓設備につきましては、ご指摘のとおり、令和5年から7年度の箇所について斜線を引き、修正いたしたく思います。</p>

尾崎委員	<p>まず、より適切に計画名称を「施設・設備等」に修正されたと思います。市民総合体育館の修繕計画も合わせて修正いただいております。他課にも修繕計画もあろうかと思いますが、より適切な計画名称に修正いただくことは必要なことではないかと思しますので、評価をさせていただきたいと思します。併せて、9ページのナンバー7の校舎2階多目的室屋上防水更新工事の予定金額を新たな追加項目として追記していただいております。これもより見通しを持って、市民に対する説明ができ合理的なことではないかと思します。こういった変更というのは大変望ましいことと思っております。</p> <p>2ページの老朽化状況の説明の中で、昨年11月に議決をさせていただきました修繕計画と見比べ、一番最後の箇所です。2行割愛されております。その2行と申しますのは、「校舎建物の消防点検指摘事項以外の修繕に関しては、修繕費の中で対応しているが、老朽化の進行により、今後は大きい規模での修繕が発生する可能性が高い。」という記述です。これが割愛されていることのご説明がなかったので、お教えいただきたく思します。</p>
神本スポーツ・文化財振興課長	<p>消防点検指摘事項につきましては、順次修繕を実施しており、ご指摘のありました内容については、今後大きな規模ということではなく順次修繕計画の中に入れていくということから、割愛をさせていただきます。</p>
尾崎委員	<p>ということは、大きな内容の修繕が発生する可能性はないということで今回判断をされて削除したということですね。</p>
神本スポーツ・文化財振興課長	<p>はい、そのとおりです。</p>
植田教育長	<p>その他、質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは、いただきましたご意見を含めまして、字句修正におきましては、私教育長一任ということで差し支えございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第25号 四條畷市立市民活動センター施設・設備等修繕計画の改訂について、原案に字句修正を加え可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

植田教育長

異議がないようですので、議案第25号については、原案に字句修正を加え可決することに決しました。

それでは次に移ります。

議案第26号 四條畷市立市民総合体育館施設・設備等修繕計画の改訂についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。

神本スポーツ・文化
財振興課長

議案第26号 四條畷市立市民総合体育館施設・設備等修繕計画の改訂について、床面修繕計画の見直し等所要の改訂を行うため、議決を求めるものでございます。

改訂内容につきまして説明いたしますので、計画書の表紙をご覧ください。名称につきまして、教育委員会で策定している修繕計画の名称を統一するため、「四條畷市立市民総合体育館修繕計画」を「同館施設・設備等修繕計画」と修正しております。

次に、1ページをご覧ください。それぞれの表において、築年数及び経過年数を令和5年度時点に修正しております。

次に、下の表中、ナンバー9の館内照明を館内照明メインアリーナ以外とし、ナンバー19として館内照明メインアリーナとに分けて追記しております。メインアリーナの照明は、平成28年度にLED化を終えており、本計画を策定した令和4年度における館内照明の改修とはメインアリーナ以外の照明をLED化することを意図しておりました。しかし、改修後7年を経過したメインアリーナのLED照明が令和5年度に入り不具合が生じたため、ナンバー19として、別途項目立てするものです。ナンバー18は、点検により指摘を受けた屋内消火栓設備の呼水槽を追加しております。

次に、2ページをご覧ください。1ページの追記に準じた記載をしております。

続きまして、6ページから9ページにおきましては、ナンバー1、12及び13につきまして、令和5年度の改修がすでに進捗していることから網掛けをして区別しております。

次に、6ページでは、ナンバー9の館内照明について、メインアリーナ以外のみとしたことで、対人危険度をBからCに、利用障害度をBからAに修正しております。

7ページでは、ナンバー18の呼水槽の改修工事及びナンバー19の館内照明メインアリーナのLED灯改修工事を追記しております。

9ページにおきましても、同様に追記させていただきました。米印12昇降機1号機につきましては、改訂前の計画における優先度が令和4年度は70と判断、改修時期も令和7年度と位置付け、また米印13昇降機2号機については、令和4年度に修繕としておりました。しかし、昇降機1号機が令和5年1月に想定外の故障が発生し、修理のための部品の調達が困難だった

<p>(神本スポーツ・文化財振興課長)</p>	<p>こと、また設置年数から今後重大な故障が発生することも予測され利用者の安全を鑑み、昇降機2号機と合わせて令和5年度に箱以外の全面的な改修を行うことといたしました。</p> <p>10ページでは、修繕等の実施年度ごとに整理し、表を作成しております。表枠外米印に記載のとおり、ナンバー15のメインアリーナの床面改修につきましては、5年度に改修予定でしたが、入札不調のため令和6年度に予算を計上予定とし、ナンバー14の多目的室床面改修につきましては、5年度に予算計上がなされませんでしたでしたが、利用者の便益を図るため、ナンバー15の施工年と年度を変えることとしております。</p> <p>最後に、11ページにつきましては、今後の更新工事の予定価格等が分かるように新たに追加しております。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質問等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>市民総合体育館につきましては、老朽化が進んでおり施設の工事については非常に大変であると思います。たくさんのお仕事を必要とする箇所があることは存じておりますが、その中でまず単純なミスだと思っておりますが、2ページ上から9行めに書かれている高圧受変電設備関連設備で、3-8とありますが、4-8であるかと思っておりますので、訂正をお願いしたく思います。その上の3行めに「1. 非常放送設備」及び、「12. 昇降機設備 1号機」「13. 昇降機設備 2号機」につきましては、本来令和4年度に更新工事を実施する予定であったのですが、昇降機設備2号機については、1号機の不具合と合わせて実施すると説明がありましたので理解はできたのですが、「1. 非常放送設備」が令和4年度に実施できなかったことについての理由はありますでしょうか。</p>
<p>神本スポーツ・文化財振興課長</p>	<p>「1. 非常放送設備」が4年度に実施できなかった理由については、4年度に修繕の方を始めたのですが、部品の調達が間に合わず5年度に繰越いたしましたので、5年度実施事業としてあげることとなります。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>実施できなかったことは理解できたのですが、一方3ページに令和4年度の事業として、消防用設備修繕が書かれています。これについては、計画には載っていなかったものと思いますので、先ほどの市民活動センターでも申し上げましたように必要性については追記をしておかないと計画にまったくない工事ということになってしまいますので、その配慮をお願いいたします。</p> <p>2ページに令和5年度の修繕工事として、「16. 1、2階外階段通路」について書かれていますが、今年度から実施することとなっておりますが、現在の進捗状況が分かれば教えていただきたく思います。</p>

<p>神本スポーツ・文化 財振興課長</p>	<p>「16. 1、2階外階段通路」につきましては、現在実施設計委託を行っており、その委託契約が終了したところでございます。それをもちまして、来年度の工事实施に繋げていく予定になっております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他、質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、いただきましたご意見を含めまして、字句修正におきましては、私教育長一任ということで差し支えございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第26号 四條畷市立市民総合体育館施設・設備等修繕計画の改訂について、原案に字句修正を加え可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第26号については、字句修正の上可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第27号 四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>勝村青少年育成課 長</p>	<p>報告第27号 四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、なわてふれあい教室利用料の減免対象者を拡大し、子育て支援を推進するため、四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正いたしましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは内容につきましてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。</p> <p>まず、第4条第2項のふれあい教室の利用決定時に送付する書類の名称を「ふれあい教室利用許可書」から「ふれあい教室利用決定通知書」に変更いたしました。</p> <p>次に、還付及び減免申請書の提出について、現行の事務処理に準じた形にするため第7条第2項を削除し、新たに第8条第2項にただし書きを追加いたしました。</p> <p>次に、子育て世帯の支援のため、市民税非課税世帯の減免額の見直しを行</p>

<p>(勝村青少年育成課長)</p>	<p>いました。これまで、第8条第1項第1号において、市町村民税非課税世帯で母子世帯等に属する児童の保護者のみ利用料の全額を免除しておりましたが、すべての市町村民税非課税世帯を全額免除するため、同条同項第1号の母子世帯の部分及び第2号を削除いたしました。</p> <p>次に、第8条第1項第3号につきましては、個人番号を利用した情報連携で減免審査を実施するにあたり、情報連携にて所得税課税情報を取得することが困難なため、この条項を削除いたしました。</p> <p>その他、これらに伴う項ずれの修正及び地方税法並びに所得税法に規定する寡婦並びに寡夫のみなし規定の削除及び字句修正を行っております。</p> <p>なお、この規則は、令和6年4月1日から施行し、第4条第2項の改正規定、第7条第2項の改正規定及び別表第2備考第5項の改正規定は公布の日から施行するものです。以上、報告第27号の説明でございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、確認、質問等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>佃委員</p>	<p>国の方向性もありますが、このように子育て世代支援のために進められたことはとても素晴らしいことだと思います。確認のために、近隣市の補助の状況と子育て世帯への広報をどのように周知されているのかお聞かせください。</p>
<p>勝村青少年育成課長</p>	<p>まず、近隣市の状況ですが、交野市は同じような状況で、就学援助世帯すべて全額減免しておりますので、本市よりもう少し条件は緩やかだと思います。大東市でも市民税非課税世帯すべて減免となっておりますが、ひとり親世帯で児童手当を受給している世帯は半額となっておりますので、実質本市と同じであるかと思います。他市でも市民税非課税世帯は全額減免ですが、守口市、枚方市においては、所得税がかかっていない世帯にも減免制度があります。ただし、守口市、門真市については、元々利用料が安いので本市より市民に対しての負担は少ないと考えます。</p> <p>次に、広報について、この規則を改正するにあたり、令和6年度のふれあい教室の申請書を市民方々に発送する段階ではまだ改正内容が決定していなかったため、広報に掲載すると混同してしまうと思いますので、利用決定を通知する際に対象者に通知しようと考えております。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>第8条第1項第1号に改正することにより、現在利用している件数が何件ほどで、令和6年度は何件ほどになると見込んでいるのか、もし分かれば教えていただけますでしょうか。</p>
<p>勝村青少年育成課長</p>	<p>今年度は21名おられます。毎年同じような状況かと考えております。参考までにこの方々が全額減免となりますと、1人あたり月2,800円ほど、</p>

<p>(勝村青少年育成課長)</p>	<p>年70万円ほどの市の負担となります。ただ、3分の2が補助されますので、20万円ほどが市の実質的な負担となると考えております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他、確認、質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、その他の案件に移ります。事務局からお願いします。</p>
<p>田中図書館長兼主任兼田原図書館主任</p>	<p>図書館から1点ございます。田原図書館の臨時休館です。令和6年1月21日の日曜日、グリーンホール田原において汚水槽の修理工事を行うことに伴い、グリーンホール田原内にある田原図書館も臨時に休館することになりました。急遽臨時休館の決定となったため、広報掲載が休館直前の1月15日号に掲載となりますが、ホームページや館内での掲示、また窓口でのアナウンス等周知に努めたいと考えております。</p>
<p>広谷教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長</p>	<p>市内小中学校の12月における学級閉鎖の状況について報告させていただきます。12月は全小中学校で学級閉鎖が行われ、小学校では21クラスで学級閉鎖の措置を執り、そのうち5クラスは学級閉鎖を2回行っております。中学校では5クラスで学級閉鎖の措置を執り、そのうち1クラスは学級閉鎖を2回行っております。すべてインフルエンザの流行によるものであります。以上、報告いたします。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>新型コロナウイルスの感染の状況はどうでしょうか。</p>
<p>広谷教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長</p>	<p>インフルエンザと発熱、倦怠感というあたりも学級閉鎖の対象となり、学級閉鎖を実施しております。その子たちが検査を受けた限りでは、若干新型コロナウイルスに感染した子もいますが、インフルエンザの影響が大きかったというのが12月の現状であります。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他、何かございましたらどうぞ。</p>
	<p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、本日予定の案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、定例会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年1月17日

四 條 畷 市 教 育 長 植 田 篤 司

四條畷市教育委員会教育委員 河 田 文